



# 新見市 中小企業者等 一時支援金(第二期)



新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることで売上げ等が落ち込み、事業の継続に支障が生じている事業主のみなさんに事業全般に広く使える資金として、新見市独自の支援金を交付します。

20

万円

中小法人等

10

万円

個人事業者等

対象となる事業者

市内に住所を有する個人事業者等又は市内に主たる事務所若しくは事業所を有する<sup>※1</sup>中小法人等(以下「中小企業者等<sup>※2</sup>」という。)で以下の要件を満たす事業者

- ・ 令和2年10月以前に創業し、申請日において継続して市内で事業を行っている中小企業者等
- ・ 中小企業者等で新型コロナウイルス感染症の拡大による影響により令和3年1月から令和3年12月までの任意の連続した3か月(農業を営む個人事業者等の場合は令和3年1年間)の売上高の合計が、その前年又は前々年同期の売上高の合計と比較して15%以上減少している中小企業者等

- ・ 一時支援金(第二期)の受領後も3年以上市内で事業を継続する意思を示した者
- ・ 農業を営む個人事業者等の場合は、以上に加えて認定農業者又は認定新規就農者であること

※1 法人の場合は、法人税の確定申告書別表一に記載された納税地、個人事業者の場合は、所得税の確定申告書第一表に記載された住所が新見市内であること

※2 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律(昭和52年法律第74号)第2条第2項に規定する大企業者は、除くものとする。

■以下に該当する事業者は対象外とする

ア既に新見市中小企業者等一時支援金(第二期)の交付を受けた事業者、イ法人税法別表第一に掲げる公共法人、ウ風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に規定する性風俗関連特殊営業または当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う事業者、エ政治団体、オ宗教上の組織または団体、カ法人の役員等または個人事業者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している事業者、キ一時支援金(第二期)の趣旨および目的に照らして適当でないと市長が認める事業者

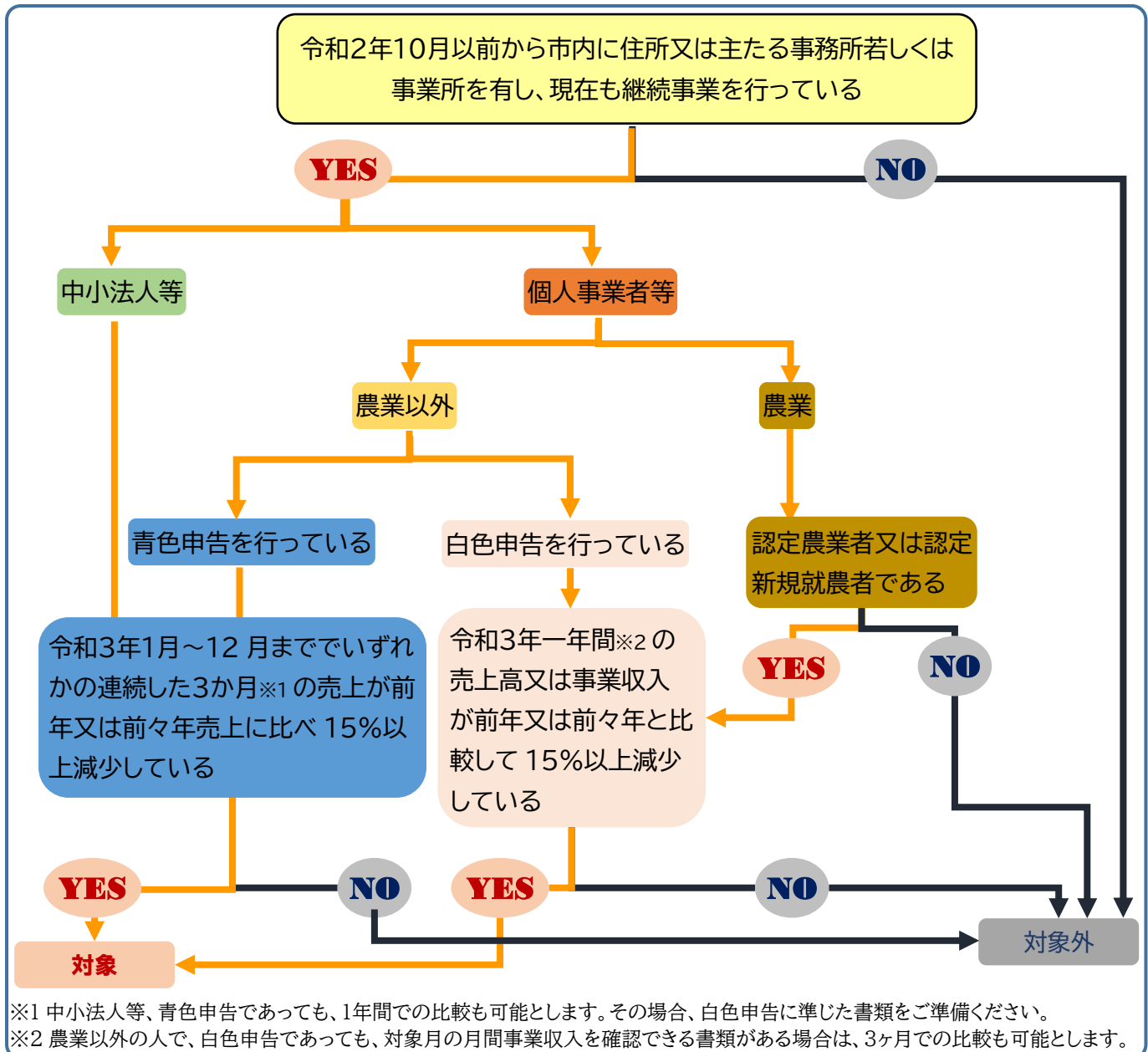
## 申請方法

一時支援金(第二期)の給付を受けようとする方は、**令和4年1月31日**までに新見市中小企業者等一時支援金(第二期)給付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて新見市商工観光課へ提出してください。**一時支援金(第二期)の給付は、同一事業者に対して1回限りです。**

- (1)確定申告書第一表の控えまたは法人税確定申告書別表一の控え  
(控えには収受日付印が押印(税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字)されていること。なお、e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は、メール詳細などこれに相当するものを添付すること。)
- (2)支援機関(新見商工会議所または阿哲商工会)による売上減少の確認書(第二期)(様式第2号)  
・対象月の月間事業収入が確認できる売上台帳等(売上台帳、帳面その他の対象月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類を原則とする。ただし、当該書類を提出できない合理的な事由があるものと支援機関が認める場合には、対象月の月間事業収入を確認できる他の書類によることも認める。)の写し及び比較対象年の法人概況説明書又は決算書等を添付すること  
・申請者が、農業を営む個人事業者等の場合は、農業経営改善計画認定書又は青年等就農計画認定書の写し
- (3)誓約書(様式第3号)
- (4)新見市中小企業者等一時支援金(第二期)請求書(様式第5号)※日付・番号は空けて提出してください。

申請書は新見市のホームページからダウンロードできます。  
[https://www.city.niimi.okayama.jp/business/business\\_detail/index/3309](https://www.city.niimi.okayama.jp/business/business_detail/index/3309)

問い合わせ先 新見市産業部 商工観光課 72-6137



■提出書類チェックリスト(以下の書類をご準備の上、支援機関で売上減少の確認を受けご提出ください。)

共通			
<input type="checkbox"/> ①新見市中小企業者等一時支援金(第二期)給付申請書(様式第1号) <input type="checkbox"/> ②支援機関(新見商工会議所または阿哲商工会)による売上減少の確認書(様式第2号) <input type="checkbox"/> ③誓約書(様式第3号) <input type="checkbox"/> ④新見市中小企業者等一時支援金(第二期)請求書(様式第5号)※日付・番号は空けて提出してください。			
中小法人等	個人事業者等		
<input type="checkbox"/> ⑤ 法人税確定申告書別表一の控え※3	<input type="checkbox"/> ⑤ 確定申告書第一表の控え※3		<input type="checkbox"/> ⑥ 令和3年一年間の事業収入が確認できる売上台帳等の写し <small>(売上台帳、帳面その他の令和3年分の確定申告の基礎となる書類を原則とする。ただし、当該書類を提出できない合理的な事由があるものと支援機関が認める場合には、令和3年の事業収入を確認できる他の書類によることも認める。)</small>
	農業以外	農業	
	青色申告	白色申告	
<input type="checkbox"/> ⑥ 対象月の月間事業収入が確認できる売上台帳等の写し <small>(売上台帳、帳面その他の対象月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類を原則とする。ただし、当該書類を提出できない合理的な事由があるものと支援機関が認める場合には、対象月の月間事業収入を確認できる他の書類によることも認める。)</small>	<input type="checkbox"/> ⑥ 令和3年一年間の事業収入が確認できる売上台帳等の写し <small>(売上台帳、帳面その他の令和3年分の確定申告の基礎となる書類を原則とする。ただし、当該書類を提出できない合理的な事由があるものと支援機関が認める場合には、令和3年の事業収入を確認できる他の書類によることも認める。)</small>		
<input type="checkbox"/> ⑦ 比較対象年の法人概況説明書	<input type="checkbox"/> ⑦ 比較対象年の決算書		<input type="checkbox"/> ⑧ 農業経営改善計画認定書又は青年等就農計画認定書の写し

※3 控えには收受日付印が押印(税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字)されていること。なお、e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は、メール詳細などこれに相当するものを添付すること。